

新たな課税区域の税率の検討

◎市街化区域の税率（現行 0.3%）

昭和 51 年度に都市計画税を導入した際の税率は制限税率上限の 0.2% で設定しており、昭和 53 年に国の税制改正で都市計画税の制限税率が見直されたことに伴い、昭和 54 年度に本市でも税率を制限税率上限の 0.3% に上げた。

◎新たな課税区域の税率

○市街化区域と同率の 0.3% とする考え方

市街化調整区域に都市計画税を課税する前提条件として、調整区域で課税しようとする区域が市街化区域と比較した時に同等であり、課税しないことが均衡を著しく失すると認められる「特別の事情」がある為に課税するのであれば、税率についても同率とすべきとする考え方。

○市街化と異なる税率を設定する考え方

市街化調整区域にある地区計画区域は、市街化区域と比較して同等ではなく、土地利用等の各種の面において規制や差が存在しているのであれば、都市計画税の税率においても差を設ける必要があるとする考え方。

※不均一課税（地方税法第 6 条第 2 項）

公益上その他の事由により必要な場合に不均一の課税をすることができる。

●地方税法総則逐条解説より

「公益上の事由」とは、課税対象に対し課税しないことが直接公益を増進し、又は課税することが直接公益を阻害する場合をいう。

「その他の事由」とは、公益に準ずる事由をいうものと解される。